

社会福祉法人矢掛町社会福祉協議会役員等の
費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人矢掛町社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定により、役員等の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長(理事)
- (2) 副会長(理事)
- (3) 理事・監事・評議員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償の額は次のとおりとする。

役職名	費用弁償	備考
会長(理事) 副会長(理事) 理事・監事・評議員	1回又は1日 3,000円	
その他会長が必要 と認めた者	1回又は1日 3,000円	

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。